

平成30年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成30年4月25日 開会

平成30年4月25日 閉会

奈井江町議会

平成30年第1回奈井江町議会臨時会

平成30年4月25日（水曜日）
午前10時00分開会
午前10時14分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第13号）の専決
処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例

○出席議員（8人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
8番	大 矢 雅 史	9番	森 山 務

○欠席議員 7番 笹木 利津子

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 澤 公
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		小 澤 克 則
まちづくり参事		碓 井 直 樹
健康ふれあい参事		小 澤 敏 博
くらしと財務課長		馬 場 和 浩
まちなみ課長		大 津 一 由
おもいやり課長		石 塚 俊 也
ふるさと商工観光課長		横 山 誠
ふるさと農政課長		辻 脇 泰 弘
町立国保病院事務長		杉 野 和 博
教育委員会事務局長		松 本 正 志
代表監査委員		中 野 浩 二
農業委員会会長		千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 山 崎 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員8名で、定足数に達していますので、平成30年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

●議長

日程第3、議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

臨時会出席、大変お疲れさまです。

それでは私の方から、議案第1号について、ご提案申し上げますので、議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、1の専決事項が、平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第13号）であります。

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,657万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2で専決処分の年月日ではありますが、平成30年3月31日であります。

平成30年4月25日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

始めに歳入について説明申し上げます。

2款地方譲与税87万3千円を追加し4,697万3千円、3款利子割交付金10万6千円を減じて89万4千円、4款配当割交付金6万8千円を追加し126万8千円、5款株式等譲渡所得割交付金78万1千円を追加し128万1千円、6款地方消費税交付金2,017万円を追加し1億1,707万円、7款ゴルフ場利用税交付金27万2千円を減じて522万8千円、8款自動車取得税交付金524万7千円を追加し1,144万7千円、10款地方交付税1,036万7千円を追加し23億3,225万6千円、11款交通安全対策特別交付金28万3千円を追加し53万3千円、14款国庫支出金1,900万円を追加し2億3,413万1千円、17款寄附金630万円を追加

し2, 575万円、18款繰入金5, 641万1千円を減じて1億5, 970万5千円とするものでございます。

歳入合計630万円を追加し56億6, 657万5千円とするものであります。

次頁になりますが、歳出におきましては、2款総務費630万円を追加し2億9, 168万3千円、歳出合計は同額630万円の追加で56億6, 657万5千円とするものでございます。

今回の予算補正につきましては、平成29年度の地方交付税等、歳入予算の確定を主なものとし、3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正予算の内容について、歳入より説明を致しますので、6頁をお開き下さい。

2款地方譲与税から、8頁にわたりますが、交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定により3, 741万1千円の追加計上しております。

8頁の中段、14款、2項、4目の土木費国庫補助金では、例年を大きく上回る除雪対策経費として交付されました臨時道路除雪事業費補助金1, 900万円を追加計上しております。

17款寄附金では、富田 輝男様、有限会社 鈴由重機建設様、匿名希望1名の方からのご寄付によりまして630万円を追加しております。

次に、歳出について説明を申し上げます。

10頁をお開き下さい。

2款、1項、10目地域振興基金では、ご寄付の積立金で630万円を追加計上。

8款、2項、1目の道路維持費では、補助金の追加による財源振替を行っております。以上におけます歳入歳出の差5, 641万1千円については、財政調整基金からの繰り入れを減額計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしく、ご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の11頁をお開き下さい。

議案第2号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

平成30年4月25日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

詳細について、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

改めまして、おはようございます。

第1回臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして、臨時会資料の資料1により、説明を致しますので、1頁をご覧ください。

今回の改正は、平成30年度の地方税制の改正に伴いまして、町税条例、都市計画税条例を改正するものでございます。

主な改正点について、ご説明をさせていただきますが、1. 個人住民税につきましては、

「国の働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、制度の見直しを行うものであり、1点目は、1つ目の丸に記載しておりますとおり、10万円につきまして「給与所得控除額・公的年金等控除額から基礎控除への振替」を行うものでございます。

2点目は、2つ目の丸、「基礎控除額に所得要件を創設」し、合計所得金額が2,400万円を超える場合に、控除額が逡減・消失する仕組みを設けるものでございます。

3点目は、3つ目の丸、「給与所得控除額・公的年金等控除額の上限の見直し」であります。

給与所得控除につきまして、上限となる給与収入を1,000万円から850万円に、公的年金等控除につきまして、公的年金収入が1,000万円超えとするものでございます。

続きまして、3. 固定資産税等でございますが、1つ目の丸、「土地に係る負担調整措置等」につきましては、平成30年度が、3年に1度の評価替えにあたるため、土地に係る負担調整措置等について、平成32年度までの3年間、現行の仕組みを継続するものでございます。

2つ目の丸、「生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援」につきましては、生産性向上特別措置法に合わせまして、町の制度設計を盛り込んだものであり、中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設することから、本臨時措置に係ります固定資産税の税率を「ゼロ」とする税率改正を、平成32年度までの3年間、行うものでございます。

次に、4. たばこ税につきましては、新たに、加熱式たばこの区分が創設されたことに伴いまして、所要の改正をすると共に、3つ目の丸、「たばこ税率の改正」につきましては、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、平成30年10月1日から3段階で、国、地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円引き上げるものでございます。

資料の2頁目をお開き願います。

5. 国民健康保険税、1つ目の丸、「課税限度額の引上げ」につきましては、高齢化の進展等により医療費給付等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況にある中、必要な保険税収入を確保しつつ、中間所得層に配慮した保険税を設定するため、国の基準に合わせ課税限度額の基礎課税額を「54万円」から「58万円」に引上げを行うものでございます。

また、2つ目の丸、「国保税軽減対象世帯の拡大による軽減所得判定の加算額の引上げ」につきましては、低所得者に対する負担軽減対象の拡充を図るため、制度の見直しを行うものであり、具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準に係る加算額、被保険者数に乗ずる金額であります。5割軽減の場合は、5千円増の「27万5千円」に、2割軽減の場合は、1万円増の「50万円」とするものでございます。

Ⅱ. 都市計画税条例関係につきましては、固定資産税と同様に、土地に係る負担調整措置等を、平成32年度まで3年間、現行の仕組みを継続するものでございます。

最後に、Ⅲの改正条例の附則では、町たばこ税、固定資産税、都市計画税に関する経

過措置や見直しなど、一部の規定を除きまして、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することを規定しているものでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成30年奈井江町議会第1回臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(10時14分)